陳述書

Ｓ・・・・・

道路建設反対の訴えは各地で様々あります。それらに対して私は心情的に共感する者ですが、だからといって、通常の道路建設計画だったら、私はわざわざ裁判を起こすことはしませんでした。私が要らないと思うものを「いや、必要だ」と思う人がいるのはとめられないし、国や東京都という、個人とは比べものにならない力を持っているものに対して異を唱えても蟷螂の斧となるのは大いに予想がつくからです。

今「外環」と「外環の２」の工事によって長年暮らした街がどんどん改変され、通勤や犬の散歩に毎日使っていた道も閉鎖されてしまいました。最寄り駅に出るのに不自然な遠回りを強いられます。今の家に住むようになってから二十四年間使った道は、工事中だけでなく、工事が終わってからも復旧しないそうです。その他にも不利益は多々ありますが、裁判なんぞに関わるより、長い間住み慣れ、思い出のある家を離れるのは無念だと思いながらも、道路建設がいやなら今住んでいるところから逃げ出した方がまだ手っ取り早いと考えただろうと思います。

それなのに、ではなぜ、この訴えを起こしたのか。それというのは「外環の２」が余りに道理に合わない話だから。こんなおかしな話を見過ごしたら、世の中がおかしくなると思ったからです。

「外環」計画は沿線住民の大反対を受けて長い間凍結されていました。「外環」計画を再開するにあたって、沿線住民を納得させるためにとった手段が大深度地下化でした。ただの地下方式ではなく、通常の何倍ものコストをかけての大深度地下方式です。それは「外環」の上に住宅を残すことを前提としていたからでしょう。

計画時の５０年前とは違い、住宅密集地となった地上を立ち退かせて用地を取得することを考えれば、それでも見合うのかもしれません。もちろん大深度地下にも問題はありますが、地上に影響を与えないためと思うからこそ、評価されました。もし、いずれ立ち退かせて地上道を作るつもりでいたのなら、わざわざ大深度地下工事の高いコストをかける上に、地上の立ち退き費用を支払うという、二重に経費の増大する計画は税金を投入する上でも無駄が大きすぎます。地上を立ち退かせるのだったら、区分地上権が問題にならないのだから、大深度地下方式でなく、通常の地下方式でよいはずです。いったい何のための大深度地下だったのでしょうか。どう見ても、当初は地上を温存するための大深度地下化であったと考えるのが論理的です。

加えて、国交大臣や都知事といった責任ある立場の人が確かに「地上にはご迷惑をおかけしません」と明言していたのです。当時、国交省が主催するオープンハウスでも、地上には道路を作らないという説明を私は聞いています。ほかにもそう聞いた人は多くいます。いったんは公式に地上道「外環の２」はないものと説明されていました。

地上には影響を与えないといって計画を再始動した、その根本のところがいつの間にか変わってしまっている、つまり行政が住民をだました形になっている、これが「外環の２」の非常におかしいところです。「地上には道路は作りません」という説明を聞いた数か月後のオープンハウスで１８０度反対の説明を聞いたときは本当にびっくりしました。そして、作らないことにするはずだったものを作ることにした重大な変更がどういう経緯で誰によって決定されたのか、東京地裁でのやり取りの中で明らかにすることをずっと求めてきましたが、それは全く明らかになっていません。住んでいる住民にとっても、道路の計画としても非常に大きな問題であるにもかかわらずです。行政の裁量権をいうならば、せめて、いつ、どこで、だれが、どのようにして「外環の２」をやはり残すことにしたのか、説明責任を厳密に果たすことが必要だし、それもできないのなら裁量権を振りかざす資格はないはずです。

一度は作らないと説明したものが、いつの間にか、いきさつも決定責任者もうやむやなまま作られることになってしまっている、「外環の２」にはそういう問題があります。

行政の公正さ、責任の明確さを求めて控訴します。

陳述書

Ｏ・・・・

一審判決後、一層憂うつで無気力な毎日です。

私の家は、計画道路から１００ｍ位しか離れていません。

もしこの道路が建設された場合には、生活や健康等への影響が大きく重大な問題です。

いてもたってもいられない気持ちで毎日を過ごしている状態です。

原告であっても、そうでなくても、ほとんどの住民はこのような気持ちでいると思います。

周辺の環境保全と移転等の影響を極力少なくするとして、地下方式に変更されたものが、快適な都市環境の創出や延焼遮断帯との理由で地上部を復活させたことに全く納得できません。

区内の深刻な交通問題の解決に資するとも言っていましたが、「外環の２」は、沿線住民にとっては、何のメリットもありません。

ただ、ただ本線からの流れで、他への通り道に過ぎないのではないのですか。

外環本線を地下変更にしたときに車線を４車線から６車線にしています。

それで解決はされたのではないですか。

何がそれ以上にも必要なのでしょうか？

私にはさっぱり解りません。

静かな成熟した住宅地に上と下、２つもの巨大道路を造ることは、住民の生活を壊すことであり、地域分断を引き起こすものです。
石神井公園や郵便局、最寄りの駅に行くにも遠くなり、交通事故も増え、危険が増し今までのように安心、安全に暮らせなくなります。災害の時には、道路は車で渋滞し、道は塞がれ、住民は避難もままならなくなります。

これで快適な環境づくりと言えるのでしょうか？

この道路建設による１日の交通量は、１万から1.8万台とのことの様ですが、このことで車による排気ガスPM2.5の問題は大変重大です。目に見えない微小粒子が肺の奥まで侵入し、血管やリンパ管を通して全身に入り込み、肺がんや喘息などの呼吸器疾患、心臓病などの循環器疾患、また認知症などの脳疾患等をひき起こす原因となり、すでに病気を抱えている人はなお一層悪化します。そしてこれは体内に蓄積して遺伝子にも変化を起こし、特に小さい子供や高齢者にとっても悪影響を及ぼすことになります。

このことは1日の交通量が1千台でも起こり得ることなのです。ましてや、その10～20倍位の交通量ともなると、どのようなことになるのか、考えるだけでも恐ろしいです。

女性の寿命の全国平均は85歳を超えていますが、練馬の女性は82歳。これは練馬に多くの大型道路があることと、無関係ではないと思います。

そちらにいらっしゃる方々が沿線住民の立場でしたら、この問題をどう考えられますか？

このような所にこれからも住み続けたいと思われますか？

真剣に考えて頂きたいです。

８月１日の区報に区政７０周年のアンケート結果が載っていましたので紹介します。

　練馬の自慢は？

　　　　　　　１位　２３区一のみどり。

　　　　　　　しかし、練馬の緑被率は年々減少しています。

　練馬で一番お気に入りの場所は？

　　　　　　　１位　公園でした。

　　　　　　　特に石神井公園は格別です。

　　　　　　　野鳥の森へ一歩足を踏み入れると、木漏れ日と澄んだ空気。

　　　　　　　まるで避暑地にでもいるような別世界です。

　　　　　　　また、都内でも貴重な動植物等もある石神井公園は、

　　　　　　　絶対に守っていかなければなりません！

あなたが思う“未来のねりま”はどんなまち？

　　　　　　　１位　みどり豊かなまち

　　　　　　　２位　子供が住みやすいまち

　　　　　　　３位　笑顔いっぱいのまち

これが練馬の住民の声です。

私は、子や孫の世代に自然豊かで、空気がきれいな、安心して楽しく暮らせるまちを残していきたいと切に願っています。

この様な住民を騙してまで必要のない道路を造り

人口も車も少なくなったところに巨大道路のみが残り、緑も少なくなっていくまちを住民は愛することができるでしょうか？

後悔してからでは遅すぎます。

今の世代の負債を、次の世代に決して回さないでください。

今一度立ち止まって、考えて頂きたいと思います。

陳述書

Ｆ・・・・

　今年の２０１７年３月22日東京地方裁判所での一審判決は、不当にも私たち住民の声を退けて、国側の主張を認めました。

主権者である住民を守らず、国は何を守ろうとしているのですか。

怒りを持って抗議するものです。　この度、控訴し高等裁判所での審議へと移ることになりました。

　外環本線の高速道路を大泉ジャンクションから東名高速道路につなげる道路を建設するにあたり、大泉ジャンクションから１キロ区間の「外環の２」を国は事業認可しました。このことは１キロ区間にとどまらず、その先の３キロ区間も見通して都市計画変更をしてまで押し通そうとするもので到底、認めるわけにはいきません。

　この「外環の２」の裁判で大きなポイントの一つが石神井公園の自然を守るという事であります。

地裁での審議の中で２０１６年７月19日地裁の裁判官、関係者は石神井公園まで足を運び現地協議を実施しました。自然の素晴らしさを理解していただけたと思います。高等裁判所でも実施して頂きたいと願うものであります。

 長年にわたり、石神井公園の自然を守ってきた「石神井公園自然と野鳥の会」では日常的に調査、保全を担って来ています。会では２014年1月15日東京都に対し自要請書を出して、直接、都庁にも出かけています。また最近では７月14日に上野にある都の東部公園緑地事務所を訪ねて水源井戸への影響について要請を行いました。「外環の２」の道路下に下水道管などが設けられる事が予想されます。これらの地下埋設設備が、わずかに残っている湧水を阻害しないかと心配です。大雨になると湧水は池を洗浄します。

　石神井公園及び三宝寺は、練馬区民はもとより区外住民の大勢が利用しています。公園では早朝からヨガ、太極拳、ラジオ体操、コーラスなどを練習しています。コーラスを練習している、ある婦人は三宝寺池の歌を作詞、作曲し公園等で歌っています。このように多くの人々から親しまれ、愛されているのです。

　「外環の２」が公園を突っ切らないとは言っても、公園の西側２００メートルに「外環の２」の地上部道路が通れば、公園の生態系が崩れます。水が命の公園です。三宝寺池は善福寺池、井之頭池と共に三大湧水池と言われています。三宝寺池はすでに湧水が枯渇して地下１００メートルから地下水を汲み上げています。地下４０メートルを掘ってトンネル方式の外環本線、そして「外環の２」の地上部道路と上と下に挟まれる公園、池は、排気ガス、振動など悪影響を受けることになります。

公園は氷河期からの植物が生き続けています。白い色の可憐な花が咲くミツガシワ、黄色の花のコウホネが公園を愛する専門家、住民の努力で今も三宝寺池や水辺観察園で咲いています。

　公園は公園から外の建物、ビル等が見えない公園として非常に有名でこれこそが憩いの場として大切なのです。

１９３０年武蔵野の景観として「風致地区」に指定されています。

１９３５年「三宝寺沼澤植物群落」として国の天然記念物に指定されています。

１９９６年には「三宝寺池の鳥と水と樹々の音」が残したい日本の音風景１００選に選ばれています。

　これ以上自然を破壊しないで下さい。

　次世代へこの自然を引き継いで行くのが私たち大人の責任です。

高等裁判所として成熟した街並と公園を守ってください。公正な裁判のもと認可を取り消してください。

　　　2017・９・５